

工事着手届出・公告前建築等承認申請・中間検査依頼・工事完了届出添付書類一覧

令和4年4月1日

吉見町手続規則第3条第1項第1号(工事着手届出)

提出部数:2部(正本1部、副本1部)

No.	添付書類等	備考	確認
1	工事着手届出書	宛て名は「吉見町長」としてください。	
2	工事写真	「開発行為の許可標識」を入れた全景写真 ※ 工事着手した状態が判別可能なもの	

法第37条第1号(公告前建築等承認申請)

提出部数:2部(正本1部、副本1部)

No.	添付書類等	備考	確認
1	公告前建築等承認申請書	宛て名は「吉見町長」としてください。	
2	委任状	申請者の委任を受けて代理人が行う場合。①代理者の資格 ②住所 ③電話及びFAX番号等を記載すること	
3	理由書	申請書の「申請の理由」欄で記述が不十分な場合	
4	開発区域位置図(都市計画図の写し)	①方位 ②縮尺 ③位置を朱書き	
5	土地利用計画図	※開発許可を受けた図面と同一であること	
6	工事工程表	①「開発工事」と「建築工事」に分類して記載すること ②「建築工事」の完了前に、「開発工事」が完了すること (「建築工事期間」に完了検査日は含めない。)	
7	工事写真(全景及び全境界杭)	①「開発行為の許可標識(様式第5号)」を入れた全景写真 ②「開発行為の許可標識」の記載内容が判別可能な写真 ③ 全ての境界杭(仮杭不可)の写真。 写真番号を土地利用計画図に明示。	
8	その他町長が必要と認める書類		

吉見町手続規則第3条第4項(中間検査依頼)

提出部数:2部(正本1部、副本1部)

No.	添付書類等	備考	確認
1	中間検査依頼書	宛て名は「吉見町長」としてください。 (注意) <u>現場が開発許可の内容どおりに施工されていない場合は、原則として後日再検査になります。</u> ※ 検査当日は、許可を受けていない工事の内容に対しては、 <u>検査を行いません。</u>	
2	開発区域位置図(都市計画図の写し)	①方位 ②縮尺 ③位置を朱書き	
3	土地利用計画図	※開発許可を受けた図面と同一であること。検査箇所を記載する。	
4	工事写真	指定工程に達したことがわかる写真	
5	その他町長が必要と認める書類		

★申請書の様式は、吉見町のHPからダウンロードすることができます。(吉見町HP⇒MENU⇒くらし・手続き⇒都市計画⇒都市計画⇒開発許可制度⇒開発許可等申請書一覧)

★図面の縮尺などその他の記載要領については、埼玉県都市計画課発行「開発許可制度の解説(令和2年4月版)」第2編第1章「開発許可申請書等の作成及び手続(P377~)」を参照してください。

※ 全ての図面について区域を朱書きしてください。

(裏面に「工事完了届出」添付書類一覧)

工事着手届出・公告前建築等承認申請・中間検査依頼・工事完了届出添付書類一覧

令和4年4月1日

法第36条第1項（工事完了届出）

提出部数：2部（正本1部、副本1部）

No.	添付書類等	備考	確認
1	工事完了届出書	<p>宛て名は「吉見町長」としてください。</p> <p>（注意）</p> <p>① 申請者（又は代理人）は、<u>届出の前に、必ず現場が開発許可の内容どおりに施工されていることを確認してください。</u></p> <p>② 確認の結果、<u>現場の施工状況が、許可の内容と相違している場合は、検査日前に工事のやり直し又は変更許可申請等の手続きをしてください。</u></p> <p>③ 検査の結果、<u>現場が開発許可の内容どおりに施工されていなかった場合は、原則として後日再検査</u>になります。</p> <p>※検査当日は、<u>許可を受けていない工事の内容に対しては、検査を行いません。</u></p> <p>※許可の内容に適合しなければ、いかなる場合も検査済証の交付はできません。</p>	
2	公図の写し	①方位 ②縮尺 ③区域を朱書き	
3	土地利用計画図	※開発許可を受けた図面と同一であること	
4	確定測量図(実測)	<p>※必ず確定測量を行い、その実測に基づいて作成すること</p> <p>①面積(小数点以下第2位) ②全ての辺長(小数点以下第3位まで明示する) ③全ての杭の種類 ④方位・縮尺 等記入</p>	
5	工事完了写真(全景2方向以上)	<p>①道路を入れて撮影 ②区域朱囲み ③写真番号・撮影方向を土地利用計画図に記入</p> <p>※完了検査当日には、<u>開発工事の工程を記録した写真等を準備すること</u></p>	
6	その他町長が必要と認める書類		

★申請書の様式は、吉見町のHPからダウンロードすることができます。（吉見町HP⇒MENU⇒くらし・手続き⇒都市計画⇒都市計画⇒開発許可制度⇒開発許可等申請書一覧）

★図面の縮尺などその他の記載要領については、埼玉県都市計画課発行「開発許可制度の解説（令和2年4月版）」第2編第1章「開発許可申請書等の作成及び手続（P377～）」を参照してください。

※ 全ての図面について区域を朱書きしてください。